

# 品川区学校支援ボランティア保険取扱要綱細目

制定 平成30年3月30日教育長決定

(目的)

第1条 この細目は、品川区学校支援ボランティア保険取扱要綱第4条および第9条の規定に基づき必要な項目を定めるものとする。

(対象事故)

第2条 補償の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

学校支援ボランティアが、取扱要綱第3条に定める活動をしているとき（以下「活動中」という。活動が行なわれる場所と自宅との通常の往復経路途上にある場合を含む。）に、他人の生命・身体または財物に損害を与え、学校支援ボランティアが法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で学校支援ボランティアが死亡し、または負傷した事故をいう。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故又は傷害については、補償の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故の場合

- ① 学校支援ボランティアの故意による事故
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- ④ 学校支援ボランティアの同居の親族に対する事故
- ⑤ 学校支援ボランティアが所有、使用または管理する車両(原動力がもっぱら人力である場合を除く)または動物による事故
- ⑥ その他保険契約に適用される約款、特約条項で免責とされる事故

(2) 傷害事故の場合

- ① 学校支援ボランティアの故意による事故
- ② 戦争、変乱、暴動による事故
- ③ 地震、噴火またはこれらによる津波に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ④ 学校支援ボランティアの脳疾患、疾病（熱中症、細菌性食物中毒を除く）または心神喪失による事故
- ⑤ 学校支援ボランティアの自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- ⑥ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故

- ⑦ 学校支援ボランティアが法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転が出来ないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑧ 学校支援ボランティアの妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑨ 原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛
- ⑩ その他保険契約に適用される約款、特約条項で免責とされる事故

（損害の範囲）

第4条 損害賠償責任事故の対象となる損害の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害費、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代等
- (2) 保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解または調停費用
- (3) 損害の防止または軽減のため有益な応急又は緊急措置費用

（損害賠償責任事故のてん補限度額）

第5条 他人の身体や財物あるいは他人からの預かり品や管理している物を滅失し、き損し、汚損したこと等により損害を与え、学校支援ボランティアが法律上の賠償責任を負った事故については、1事故につき2億円を限度とする。

（傷害事故の補償の額）

第6条 傷害事故における補償の額は、次のとおりとする。

- (1) 学校支援ボランティアが傷害事故を直接の原因として当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、1,000万円を支払うものとする。
- (2) 学校支援ボランティアが傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときはその者に対し、保険契約により定められる後遺障害の程度による支払区分により支払うものとする。
- (3) 学校支援ボランティアが傷害事故を直接の原因として生活機能または業務能力の滅失又は減少を生じたときは、その者に対し、入院による治療の場合には事故の日から180日を限度として入院日数1日につき3,000円、通院による治療の場合には事故の日から180日までの間において90日を限度として通院日数1日につき2,000円を支払うものとする。

（事実関係の確認等）

第7条 教育委員会は、取扱要綱第9条に基づく「事故通知書等」が提出されたときは、当該事故が活動中のものであるかどうかを調査し、事実関係を確認するものとする。

（請求手続き）

第8条 損害賠償責任事故にかかる請求は、学校支援ボランティアと被害者との間で、法律上の問題が解決した後、学校支援ボランティアが品川区を經由して保険会社に請求するものとする。

また、傷害事故にかかる請求は、学校支援ボランティアが品川区を經由して保険

会社に請求するものとする。

(支払方法)

第9条 教育委員会は、保険金の支払先を請求者の指定する口座に指定し、保険会社が保険金を当該口座に振込むことをもって補償にかえることが出来る。

(約款等の準用、委任)

第10条 品川区学校支援ボランティア保険については、この細目に定めるもののほか、保険契約に適用される約款、特約条項の規定を準用するとともに、その他必要な事項は教育次長が別に定める。

付 則

この細目は、平成30年5月1日から適用する。